福岡県公報

平成23年11月16日 第 3 3 2 9 号

目 次

告 示 (第1849号 - 第1857号)

○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意	(漁業管理課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	4

公 告

○落札者等の公示

○落札者等の公示

公安委員会

○警備業法第23条に規定する検査の実施

(警察本部生活安全総務課) ………6

(社会活動推進課) ……4

告 示

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

福岡県告示第1849号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成23年11月16日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区分
福岡市西区 大字小呂島	島 田 清 美 池 田 直	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧小呂島漁業協同組合の地区 (小呂島加入区)	小型一般漁業
福岡市西区 大字小呂島	小呂島まき網組 合 島 田 千代松	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧小呂島漁業協同組合の地区 (小呂島加入区)	総トン数10トン以上 100トン未満の漁船に より営む漁業

福岡県告示第1850号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年11月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成23年11月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路	線	名	供用開始の区間
八女	玉八	名 女	線	八女市立花町北山1095番1先から 八女市立花町北山865番4先まで

福岡県告示第1851号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模 小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

定期発行日 毎週月水金曜日 〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7 〔作成〕〒819-0373 福岡市西区周船寺3丁目28番1

福岡県正 光

檘

平成23年11月16日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成23年10月31日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 (仮称)新宮中央駅前プロジェクトE12街区
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町沖田地区区画整理事業内E12街区
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏 名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏 名 又 は 名 称	住 所
三菱UFJリース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社ヒマラヤ	岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号
株式会社エービーシー・マ ート	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
株式会社セブン-イレブン・ ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8

4 大規模小売店舗を新設する日

平成24年7月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,267平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

	駐	車	場	の	位	置	収容台数(台)
建物敷地内							99

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
A棟南側	35
B棟西側	8
建物敷地西側	22
合計	65

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

	荷	さ	ば	き	施	設	の	位	置	面積 (平方メートル)
A棟東側										27
B棟北側										27
C棟西側										27
合計										81

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
A棟内東側	7.64
B棟北側	2.72
C棟西側	3.66
合計	14.02

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ヒマラヤ	午前9時	午後10時
株式会社エービーシー・マート	午前9時	午後10時
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	24	寺間

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3ヶ所 建物敷地西側及び南側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 荷さばき施設No.1、No.2 午前6時から午後10時まで 荷さばき施設No.3 24時間

福岡県告示第1852号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成23年11月16日

福岡県知事 小川 洋

	I		道路の 種 類		游名	変 更前後別	区	間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
古	朝倉県道安谷線赤谷	谷蚰	前	朝倉市佐田2826朝倉市佐田266		5.0 ~ 11.0	130.0			
1		後	朝倉市佐田2828		5.0 ~ 31.0	130.0				

福岡県告示第1853号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年11月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成23年11月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線	名	供用開始の区間
朝倉	安谷赤谷	線	朝倉市佐田2828番 1 先から 朝倉市佐田2669番 1 先まで

福岡県告示第1854号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成23年11月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道種	各の類	路	線名	変 更 前後別	区	間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築 県 道	\\	犀	JII	前	京都郡みやこ町) 980番7先から 京都郡みやこ町) 1540番先まで		15.9 ~ 30.6	142.2	
	宗	坦	豊	前	後	京都郡みやこ町) 980番7先から 京都郡みやこ町) 1540番先まで		15.9 ~ 52.8	145.3

福岡県告示第1855号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年11月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成23年11月16日

福岡県知事 小川 洋

业

県土整備 事務所名	路	線	名	供 用 開 始 の 区 間		
直方	小頴	竹田	線	小竹町大字御徳946番 2 先から 小竹町大字御徳960番 1 先まで		

福岡県告示第1856号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年11月16日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年10月27日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人福岡テンジン・ユニバーシティ・ネットワーク

(2) 代表者の氏名

岩永 真一

- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市中央区薬院1丁目6番5-603号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡に関わるあらゆる世代の様々な人々が、福岡の歴史や文化に親しみ、福岡の昔、いま、未来に関心を持つきっかけを提供することで、新たな魅力やつながりを創り出すことを目指す。そのために、様々な人々が無意識的に持っているまちへの愛着や絆を再認識し、人と人、まちと人との関係を主体的に考える地域密着型生涯学習、教育機関へのカリキュラム提供、官民協働による課題解決やまちづくり、多様な資源を活かした地域振興プロジェクトを展開し、地域のプラットフォームとして公益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1857号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年11月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日平成23年10月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称 特定非営利活動法人九州元気の会
- (2) 代表者の氏名 黒田 清利
- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市中央区西公園7番6号
- (4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、自立社会を目指し、個々が積極的に"学ぶ"ことを重視して、以下の支援活動を行うとともに、必要な関係各所との連携を取りながら、組織として地域社会に貢献することを目的とする。・個々の課題や状況に即した介護、医療事業者支援活動を通して、福祉の増進を図る。・商店街及び地域経済活性化促進を図り、雇用の拡充を目指しながら、コミュニティビジネス等の起業支援を行い、地域経済の振興に寄与する。・インターネット等を利用した参加型の情報交換活動を通して、生きがい作り・仲間作りの支援、また広域のビジネス活動の場、地域間の情報交換の場として活用する。

(変更後)

この法人は、自立社会を目指し、個々が積極的に"学ぶ"ことを重視して、以下の支援活動を行うとともに、必要な関係各所との連携を取りながら、組織として地

 \mathbf{c}

域社会に貢献することを目的とする。・個々の課題や状況に即した介護、医療事業 者支援活動を通して、福祉の増進を図る。・商店街及び地域経済活性化促進を図り 、雇用の拡充を目指しながら、コミュニティビジネス等の起業支援を行い、地域経 済の振興に寄与する。・インターネット等を利用した参加型の情報交換活動を通し て、生きがい作り・仲間作りの支援、また広域のビジネス活動の場、地域間の情報 交換の場として活用する。・被災者(地)、要援護者支援等のボランティア活動や 社会貢献活動。

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。 平成23年11月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る物品の名称及び数量 抗インフルエンザウイルス薬タミフル 100カプセル入り15,430箱
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称 福岡県保健医療介護部薬務課
- (2) 所在地 福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成23年10月7日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名 中外製薬株式会社
- (2) 住所 東京都北区浮間5丁目5番1号
- 5 契約金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)273.805.350円

- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約を行った理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第 一号に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成23年11月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る物品の名称及び数量 抗インフルエンザウイルス薬リレンザ 20.400箱
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称 福岡県保健医療介護部薬務課
- (2) 所在地 福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成23年10月26日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名 グラクソ・スミスクライン株式会社
- (2) 住所 東京都渋谷区千駄ケ谷4丁目6番15号
- 5 契約金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)56,120,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約を行った理由

価

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第 一号に該当

公安委員会

福岡県公安委員会告示第306号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する検定を次のとおり実施するので 、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規 則 という。) 第7条の規定により公示する。

平成23年11月16日

福岡県公安委員会

- 1 検定の種別
- (1) 貴重品運搬警備業務1級
- (2) 施設警備業務1級
- 2 検定の実施日、時間及び場所
- (1) 貴重品運搬警備業務1級

実 施 日	実施時間	実 施 場 所
平成24年2月8日(水)	午前9時から午後6 時までの間	北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 施設警備業務1級

実 施	日	実施時間	実 施 場 所
平成24年2月9	日 (木)	午前9時から午後6 時までの間	北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし 、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のい ずれかに該当するもの

- (1) 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格 証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種 別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの
- (2) 都道府県公安委員会が前記(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認 める者
- 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験(5枝択一式20問)の後、実技試験を行うが、学科試験において不 合格(90パーセント以上の成績に満たない場合)となった者については実技試験を行 わない。

- 6 学科試験及び実技試験
- (1) 貴重品運搬警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備 業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること
- (エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した 場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関する こと。
- (イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した 場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

平成24年1月26日 (木) から同年1月30日 (月) までの午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

- (2) 必要書類
 - ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合
 - (ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通
 - (イ) 住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)
 - (ウ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の 長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏 名及び撮影年月日を記入したもの)
 - (エ) 1級の受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面
 - a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書等)
 - b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面(

1級検定受検資格認定書)

- イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合
- (ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通
- (イ) 営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書等)
- (ウ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の 長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏 名及び撮影年月日を記入したもの)
- (エ) 1級の受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面
 - a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書等)
 - b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面(1級検定受検資格認定書)
- (3) 検定手数料
 - ア 貴重品運搬警備業務1級 16.000円
 - イ 施設警備業務1級 16.000円
 - ※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。 また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかっ た場合についても返還しない。
- (4) 申請方法
 - ア 受検を希望する者は、まず、前記 7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員 教育センター設置の受付専用電話(093(381)2627)に電話して事前申込みを行 い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中で あっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。
 - ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
 - イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めた2日以内(県の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記7

(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状(本人が署名したものに限る。)を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格(90パーセント以上の成績を合格とする。)した 者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45 分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)、福岡県警察本部生活安全 総務課警備業係(電話092(641)4141内線3033、3034)又は福岡県警察警備員教育 センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。
- (3) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる(同申請書には押印が必要)。
- (4) 本検定は、長崎県公安委員会と共同で実施する。